

能勢町  
子どもの生活に関する実態調査

平成 29 年 3 月

能勢町

調査研究業務 受注者  
公立大学法人 大阪府立大学



# 目次

はじめに .....	3
I 調査概要 .....	4
1. 調査の目的 .....	4
2. 調査方法 .....	4
3. 調査内容 .....	4
4. 調査対象者 .....	4
5. 調査実施日 .....	4
6. 調査配布・回収率(数) .....	4
7. 調査実施主体 .....	6
8. 研究者一覧 .....	6
9. 大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い .....	6
II 調査結果 .....	8
A. 小中学生・保護者調査報告書 .....	8
1. 回答者の属性 .....	8
(1) 小学生・中学生 .....	8
2. 単純集計 .....	10
(1) 経済状況 .....	10
(2) 生活環境 .....	42
(3) 教育環境 .....	99
(4) 社会環境 .....	105
3. クロス集計および分析結果 .....	125
3-1. 基本情報 .....	125
(1) 経済状況 .....	125
(2) 家庭状況(制度等) .....	147
3-2. 雇用 .....	164
3-3. 健康 .....	173
3-4. 家庭生活、学習 .....	202
3-5. 対人関係 .....	252
4. 市独自追加設問 .....	276
B. 5歳児保護者調査報告書 .....	293
1. 回答者の属性 .....	293
2. 単純集計 .....	293
(1) 経済状況 .....	293
(2) 生活環境 .....	306
(3) 教育環境 .....	326
(4) 社会環境 .....	329
3. クロス集計および分析結果 .....	335

3-1. 基本情報 .....	335
(1) 経済状況 .....	335
(2) 家庭状況 (制度等) .....	348
3-2. 雇用 .....	371
3-3. 健康 .....	382
3-4. 家庭生活、学習 .....	406
3-5. 対人関係 .....	439
Ⅲ. 課題と方向性 .....	444
1) 経済的資本の欠如 .....	446
2) ヒューマンキャピタルの欠如 .....	447
3) ソーシャルキャピタルの欠如 .....	449
4) まとめと提案 .....	449
Ⅳ 資料編 .....	465

## はじめに

子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、第183回国会において成立し、2014年1月に施行された。これを受けて、政府が定めるべき大綱について、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者等の関係者の意見を聴取し、その案の作成に資するため、子どもの貧困対策に関する検討会が立ち上がり、2014年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が出された。「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成、子供に視点を置いた切れ目のない施策の実施、子供の貧困の実態を踏まえた対策の推進、子供の貧困に関する指標を設定しその改善に向けて取り組む」など4点を中心に方針が明記され、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援が打ち出された。学校を中心にした施策として、学校プラットフォームという言葉も打ち出された。同時に、世間でもかなり話題になり、子どもの貧困が広く知られ社会問題化されつつある。

これらの政府の動きを受けて、各自治体において子どもの貧困対策が議論され、すでに各自治体によってさまざまな方策が打ち出され始めている。大阪では、大阪府内の自治体で共同して実施をすることを大阪府が呼びかけ、大阪府立大学と協働して、別途予算化した大阪市と府内12自治体、そして残りの府内30自治体を網羅する形で大阪府が調査実施した。調査受託機関である大阪府立大学においても、この調査を進める当初の説明会から、各自治体からの調査票への意見、結果分析への意見を聞き、調整のための会議を複数回開催し、このプロセスに自治体も共同して進めてきた。調査票については、すでに実施した自治体がホームページに挙げている調査票等を参考に議論した<sup>\*</sup>。府内をすべて網羅したこと、同じ調査で実施したことの意味は、各自治体がばらばらに実施し結果を見せても共通の指標にならず、この数値がどうなのか、意味があるのか、よくわからない実態も少なくない。共同実施してきたことの意味は大きい。

このプロセスの当初の調査設計のための会議も複数回開催し、子どもの貧困については以下の考えを明確化した。現在、多く用いられている相対的貧困率は、その国の貧困線未満の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況を指している。OECDや厚生労働省調査の貧困率には等価可処分所得の中央値の50%が使用されているが、絶対的なものではなく、EU、ユニセフ（ただし、常に60%基準採用ではない）は公式の貧困基準のひとつに中央値の60%を使用している。その意味でも60%のラインも見えるように困窮度に分けて検討することにした。

子どもの相対的貧困率については、発表主体、統計利用データ年次によって変動する。その理解の上で、内容的には、タウンゼントの定義を元にChild Poverty Action Group (CPAG) が示している、①所得や資産など経済的な資本 (capital) の欠如、②健康や教育など人的資本 (human capital) の欠如、③つながりやネットワークなど社会関係資本 (social capital) の欠如、の3つの資本の欠如を基本的な枠組みとしてとらえることとした。日本では、貧困を「飢え」や「住宅の欠如」など「絶対的貧困」レベルで理解する傾向があるが、国際的には、貧困は相対的に把握されるべきものと理解されており、本調査もこの立場に立って把握しようとしたものである。

### ※○足立区子どもの健康・生活実態調査

- 阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊 (2014) 「大阪子ども調査 結果の概要」文部科学省科学研究費補助金「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発 報告書」(研究代表者：埋橋孝文)
- 横浜市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査
- 横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査

## I 調査概要

### 1. 調査の目的

能勢町における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家族に対する対策について検証を行うため、調査を大阪府及び能勢町を含む府内 13 市町と共同実施した。今回の調査で得た結果は分析し、庁内関係課で協議を進め、能勢町子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、支援を必要とする子どもやその家族に対する対策について検証する。

### 2. 調査方法

小学校、中学校、認定こども園、保育所を通じて児童、生徒、保護者に調査票を配布・回収し回答を得たもの。

児童、生徒については、学校において調査票を記入し回収したもの。

### 3. 調査内容

巻末の調査票参照

### 4. 調査対象者

小学4～6年生の児童（187人）

中学1～3年生の生徒（238人）

小学1～6年生の保護者（345人）

中学1～3年生の保護者（238人）

未就学児（3～5歳児）の保護者（116人 うち認定こども園 72人、保育所 44人）

### 5. 調査実施日

能勢町：平成28年9月上旬～平成28年9月20日

大阪府内全自治体：平成28年6月27日～平成28年9月30日

### 6. 調査配布・回収率(数)

表 1. 調査票の回収状況

	種類	回収率(%)	回収数	配布数
能勢町	小学5年生	94.4	51	54
	小学5年生の保護者	88.9	48	54
	中学2年生	95.7	67	70
	中学2年生の保護者	77.1	54	70
	小学5年生・中学2年生合計	95.2	118	124
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	82.3	102	124
	3～5歳児の保護者	79.3	92	116
	計	85.7	312	364

大阪府内全自治体回収状況

	種類	回収率(%)	回収数	配布数
大阪府内全自治体	小学5年生	66.1	26,540	40,137
	小学5年生の保護者	65.6	26,342	40,137
	中学2年生	58.9	23,558	39,993
	中学2年生の保護者	58.3	23,323	39,993
	小学5年生・中学2年生合計	62.5	50,106	80,130
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	62.0	49,703	80,130
	計	62.3	99,809	160,260

※大阪府内全自治体の小学5年生・中学2年生合計・小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、学年不明分を含んだものとなっている（子ども8件、保護者38件）。

大阪府内全自治体回収状況：配布・回収方法別

		回収率(%)	回収数	配布数
学校配布学校回収	小学5年生	81.3	20,008	24,598
	小学5年生の保護者	80.5	19,790	24,598
	中学2年生	73.3	18,265	24,931
	中学2年生の保護者	72.1	17,979	24,931
	小学5年生・中学2年生合計	77.3	38,281	49,529
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	76.3	37,807	49,529
学校配布郵送回収	小学5年生	48.2	3,789	7,864
	小学5年生の保護者	48.2	3,793	7,864
	中学2年生	39.0	2,891	7,407
	中学2年生の保護者	39.2	2,907	7,407
	小学5年生・中学2年生合計	43.7	6,680	15,271
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	43.9	6,700	15,271
郵送配布郵送回収	小学5年生	35.7	2,743	7,675
	小学5年生の保護者	35.9	2,759	7,675
	中学2年生	31.4	2,402	7,655
	中学2年生の保護者	31.8	2,437	7,655
	小学5年生・中学2年生合計	33.6	5,145	15,330
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	33.9	5,196	15,330
	計	62.3	99,809	160,260

※学校配布学校回収小学5年生・中学2年生合計・小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、学年不明分を含んだものとなっている（子ども8件、保護者38件）。

なお、未就学児童の保護者を対象とした調査も大阪府内の4自治体において実施した（大阪市を含む）。さらに1自治体では、小5・中2以外の学年の児童とその保護者を対象とした調査も実施した。これらの合計配布数は、24,216、回収数は18,001、回収率74.3%であった。

このような理由から、大阪府内全自治体のデータは回収したデータをすべて統合したものとなっている。

本報告書では、「能勢町」、「大阪府内全自治体」両者のグラフを掲載しているため、このように書き分けて論じていく。

なお、報告書においてはパーセンテージを用いて記述し、議論を進める。この中で、パーセンテージで示される数値同士の加・減・除を行う（合計する・差を把握する・何倍かに着目する）ことがあるが、実際に示された数値で算出しても結果が異なることがある。これは、示されている数値は小数第二位以下を四捨五入しているものであり、算出には四捨五入前の厳密な数値を用いていることによるものである。

## 7. 調査実施主体

能勢町

調査研究業務受託者

公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

## 8. 研究者一覧

担当者 公立大学法人大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

教授 山野 則子（業務責任者）

准教授 嵯峨 嘉子

特認助教 駒田 安紀

協力者 公立大学法人大阪市立大学大学院 生活科学研究科

教授 所 道彦

研究補助者 大阪府立大学研究員 小林 智之 山下 剛徳

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 加藤 暁子 太田 祥貴 藤岡 佳

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類

鈴木 建太郎 土家 彩香 石田 まり

同志社大学大学院 心理学研究科 博士前期課程 久禮 まゆ

大阪市立大学大学院 生活科学研究科 後期博士課程 松溪 智恵

## 9. 大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い

本報告書においては、能勢町と大阪府内全自治体をそれぞれ掲載している。能勢町のデータについては「I. 調査方法 2～9」で述べた方法で収集したものである。大阪府内全自治体については、大阪府 30 市町村のデータに「2. 調査方法」で列記した共同実施 13 市町のデータを統合したものである。これら全自治体においては、小学生・中学生 27 問、保護者 28 問をそれぞれ共通設問として調査項目を設計し、全体を統合して扱うあるいは比較することが可能なものとした。なお、一部の市においては、これらの共通設問とは別途把握したい内容がある場合に限り、追加で 1～2 問の独自設問を設けている。

調査の結果、府と他共同実施 13 市町との間で回収率や回収数に差が生じた。府では、予めサンプリングした対象 8000 件への配布を行いその約 30%～35%からの回収となったのに対し、他共同実施市ではほとんどの市が全数配布の結果、高いところでは 90%を超える回収率となっている。このため、自治体間で回収率あるいはサンプルサイズの補正を行うか否かについて検討し、補正は行わないとの結論に達した。

1 点目の理由としては、今回の調査では調査票配布の方法に郵送配布と学校配布の 2 種類があり、いずれを用いるかは自治体の状況に基づいて決定された。配布方法が異なることで回収率に差が生じることは避けられないものであった。

2 点目の理由としては、このような状況に対して、例えば回収率の高かった自治体についてデータの再サンプリングなどの方法を用いて削減を行うことも意見が出された。しかし、その場合、どのような基準で選択するのかが恣意的になってしまうこと、削減後の結果を提示した場合、施策を提言するための貴重な調査結果であるにもかかわらずその一部が掬い取られないことになり、全数調査をした市においては意義が失われてしまう。